

学生会員・準会員の入会、登録手続きについて

2006年より、会員の種別に大学院生対象の学生会員に加え、学部学生対象の準会員が加わりました。申請を希望する方は、学会ホームページより書式をダウンロードするか、学会支援機構に書式を請求し、下記の要領に従って記入の上、ご提出下さい。

1. 学生会員資格について

- (1) 学生会員は、一般会員と同等の資格を取得しますが、会費の優遇があります。一般会員の半額の5,000円が年会費となります。
- (2) 大学院に学籍を有する方が学生会員の資格があります。研究生は対象外とします。
- (3) 大学、短期大学、その他の諸研究機関において、専任の職を有する方は学生会員として登録することは出来ません。
- (4) 資格の有効期限は1年とし、年度を超えて学生会員としての登録の継続を希望する場合は再申請の手続きが必要です。なお、再申請は最大4回までとします。

2. 準会員資格について

- (1) 準会員は、研究発表や学会誌への論文投稿はできませんが、学会の発刊物を一般会員と同様に受け取ることができます。3,000円が年会費となります。
- (2) 大学、短期大学に学籍を有する方が準会員の資格があります。科目等履修生は対象が意図します。
- (3) 大学、短期大学、その他の諸研究機関において、専任の職を有する方は準会員として登録することは出来ません。
- (4) 資格の有効期限は1年とし、年度を超えて準会員としての登録の継続を希望する場合は再申請の手続きが必要です。なお、再申請は最大3回までとします。

3. 新たに入会する場合の申請方法

- (1) 入会申込書、学生会員／準会員登録申請書に学生であることを証明するもの（学生証・在学証明書など）のコピーを添付し、事務局宛にお送り下さい。
- (2) 申請の時点で在籍していることが確認できるよう、学生証のコピーの場合は有効期限が書かれている面のコピーもお送りくださるようお願い致します。
- (3) 入会申込はWebフォームへの入力、添付メールで受け付けますが、学生会員登録書は郵送でお送り下さい。

4. 一般会員からの変更申請方法

- (1) 学生会員／準会員登録申請書に学生であることを証明するもの（学生証・在学証明書など）のコピーを添付して事務局に郵送で申請して下さい。
- (2) 申請の時点で在籍していることが確認できるよう、学生証のコピーの場合は有効期限が書かれている面のコピーもお送りくださるようお願い致します。
- (3) 申請の期限は毎年7月末日とします。
- (4) 申請する方は、申請が受理されてから年会費をお振り込み下さい。一旦振り込まれた年会費は返金できません。一般会員の会費を納入後申請された場合、差額はお返しできませんのでご注意下さい。

申込み・問い合わせ先

〒162-0802 新宿区改代町 26-1

有限責任中間法人 学会支援機構 日本コミュニケーション学会担当

電話： 03-5206-6007

E-mail： caj@asas.or.jp